

5 学校選択制度の取扱いに関する国、他自治体の状況等

□文部科学省からの学校選択制等に関するこれまでの通知等

文部科学省から各教育委員会へ向けて、通学区域制度の弾力的運用などに関する通知が出されている。過去には全国の自治体の学校選択制度の導入状況の調査や制度のあり方についてまとめている。

平成 9 年 1 月	通学区域制度の弾力的運用について(通知)
平成 15 年 3 月	学校教育法施行規則の一部を改正する省令について(通知)
平成 18 年 3 月	学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取扱いについて(通知)
平成 20 年 7 月	教育振興基本計画の中の学校現場の創意工夫による取組への支援:学校現場の創意工夫による取組を支援するための手法の一つに「地域の実情に応じた学校選択制の普及」があげられている。

□全国の自治体の学校選択制度の導入状況

未導入又は廃止の理由は、通学面の安全確保が難しくなる、学校と地域との連携の希薄化、学校間の序列化や学校間格差が生じる、入学者が減少し、適正な学校規模が維持できないなどがある。

	導入している自治体			導入していない自治体			
	導入している自治体数	導入しており、廃止の検討や今後の廃止の決定はしていない	導入しているが、廃止を検討中である又は今後の廃止を決定した	導入していない自治体数	導入を検討もしていない	導入を検討中である又は今後の導入を決定した	導入していたが、既に廃止した
小学校	246	234 (15.1%)	12 (0.8%)	1,301	1,267 (81.9%)	26 (1.7%)	8 (0.5%)
中学校	204	195 (15.6%)	9 (0.7%)	1,046	1,022 (81.8%)	18 (1.4%)	6 (0.5%)

(文部科学省:平成24年10月)

□学校選択制に関する主な意見等抜粋(中央教育審議会初等中等教育分科会(平成21年7月))

○保護者の学校教育への関心が高まった、子どもが自分の個性にあった学校で学ぶことができるようになった、選択を通じて特色ある学校づくりが推進できた、学校の方針等を積極的に発信するようになったといった声がある。

○通学距離が長くなることに伴う安全確保の問題、学校と地域との関係の希薄化、入学者が大幅に減少したことなどで適正な規模が維持できなくなった学校が出てきたことなどが指摘されている。

○学校選択を機に学校側も様々な努力をしているが、実態としては、保護者の学校選択の判断基準は、必ずしも各学校の教育活動の特色や教育方針に依拠しておらず、友人関係や学校の立地条件、生活指導上の問題があるかどうか、などが優先されてしまいがちであるという指摘がある。

○学校を選択する場合には、選択した学校に対して、参加や協力をしていく責任も表裏の関係として期待されている。

○学校選択制の中では、新入生の数が入学直前まで予測できないことから、教員の配置等に支障が生じることがあるという指摘もあり、このような点についても教育委員会からの配慮が求められる。

○学校の「特色」の中には、部活の指導者のように、特定の教員の力量に依っている場合もあるが、いつまでもその教員を当該校に留め置けるわけではない。

○学校が選ばれる理由として、学校側の努力だけでは改善できないような、通学の利便性や学校の立地条件などで選ばれている面もある。学校の適正配置に関する議論と通じるが、学校選択制の導入の検討にあたっては、各地域の交通事情などを慎重に考慮することが必要である。